

大口町告示第97号

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱（令和5年大口町告示第99号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年2月20日6子支第2183号」を「令和7年7月24日7子支第907号」に改める。

第3条中「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年7月1日から令和7年9月30日まで」に改める。

別表2交付要件の項中「令和6年10月」を「支援金の対象期間の始期」に、「令和6年度」を「令和7年度上半期」に、「負担していること。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）」を「負担していること。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）」に改め、同表4基準額の項を次のように改める。

4 基準額	給食実施延児童数に1食100円を乗じて得た額
-------	------------------------

様式第1中「令和6年10月」を「支援金の対象期間の始期」に、「令和6年度」を「令和7年度上半期」に、「負担している。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）」を「負担している。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）」に改める。

様式第5中「令和6年10月」を「支援金の対象期間の始期」に、「令和6年度」を「令和7年度上半期」に、「負担している。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）」を「負担している。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>令和7年度愛知県保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱（令和7年7月24日7子支第907号）</u>の規定に基づき、物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等に対し予算の範囲内で交付する大口町保育所等給食費軽減対策支援金（以下「支援金」という。）について、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象期間)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>令和6年度愛知県保育所等給食費軽減対策支援金交付要綱（令和7年2月20日6子支第2183号）</u>の規定に基づき、物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等に対し予算の範囲内で交付する大口町保育所等給食費軽減対策支援金（以下「支援金」という。）について、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象期間)</p>																		
<p>第3条 支援金の算定対象期間は、<u>令和7年7月1日から令和7年9月30日まで</u>とする。</p>	<p>第3条 支援金の算定対象期間は、<u>令和6年10月1日から令和7年3月31日まで</u>とする。</p>																		
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1142 379 1198">区分</th> <th data-bbox="379 1142 810 1198">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1198 379 1243">略</td> <td data-bbox="379 1198 810 1243">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1243 379 1892">2 交付要件</td> <td data-bbox="379 1243 810 1892"> <p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援金の対象期間の始期以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和7年度上半期において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1892 379 1937">略</td> <td data-bbox="379 1892 810 1937">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1937 379 2033">4 基準額</td> <td data-bbox="379 1937 810 2033"><u>給食実施延児童数に1食100円を乗じて得た額</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	略	略	2 交付要件	<p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援金の対象期間の始期以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和7年度上半期において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）</u></p>	略	略	4 基準額	<u>給食実施延児童数に1食100円を乗じて得た額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="850 1142 1010 1198">略</th> <th data-bbox="1010 1142 1441 1198">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="850 1198 1010 1892">2 交付要件</td> <td data-bbox="1010 1198 1441 1892"> <p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和6年10月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1892 1010 1937">略</td> <td data-bbox="1010 1892 1441 1937">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 1937 1010 2033">4 基準額</td> <td data-bbox="1010 1937 1441 2033"><u>給食実施延児童数に1食110円を乗じて得た額</u></td> </tr> </tbody> </table>	略	略	2 交付要件	<p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和6年10月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）</u></p>	略	略	4 基準額	<u>給食実施延児童数に1食110円を乗じて得た額</u>
区分	内容																		
略	略																		
2 交付要件	<p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援金の対象期間の始期以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和7年度上半期において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）</u></p>																		
略	略																		
4 基準額	<u>給食実施延児童数に1食100円を乗じて得た額</u>																		
略	略																		
2 交付要件	<p>「1 交付対象」に掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和6年10月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。</u></p> <p>(3) <u>令和6年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）</u></p>																		
略	略																		
4 基準額	<u>給食実施延児童数に1食110円を乗じて得た額</u>																		

新	旧
様式第 1 (第 4 条関係) 【別記】 様式第 5 (第 7 条関係) 【別記】	様式第 1 (第 4 条関係) 【別記】 様式第 5 (第 7 条関係) 【別記】

## 大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

次のとおり申請します。

交付申請額	円
-------	---

（ 人 × @ 円 ）

区分	月	月	月	月	月	月	計
対象期間中における給食実施延児童数							

## 【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 支援金の対象期間の始期以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和7年度上半期において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

## 大口町保育所等給食費軽減対策支援金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

次のとおり申請します。

交付申請額	円
-------	---

( 人 × @ 円 )

区分	月	月	月	月	月	月	計
対象期間中における給食実施延児童数							

## 【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 令和6年10月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和6年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

大口町保育所等給食費軽減対策支援金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

次のとおり報告します。

実績報告額	円
既交付決定額	円
差引額	円

区分	月	月	月	月	月	月	計
対象期間中における給食実施(延)児童数							

【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 支援金の対象期間の始期以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和7年度上半期において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。（ただし、支援金の対象期間以外の期間を除く。）
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び実績報告の内容に相違ない。

大口町保育所等給食費軽減対策支援金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者			
法人所在地			
代表者職名		氏名	
担当者	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
対象施設	所在地		
	名称		

次のとおり報告します。

実績報告額	円
既交付決定額	円
差引額	円

区分	月	月	月	月	月	月	計
対象期間中における給食実施(延)児童数							

【申立事項】

- 交付申請日時点において、大口町内に所在する保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所である。
- 令和6年10月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- 令和6年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。（ただし、令和6年4月から同年9月までを除く。）
- この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- 以上の要件及び実績報告の内容に相違ない。